

基準編

第 3 章

- 1 建築物等の景観づくり
 1. 建築物等の景観づくり
- 2 屋外広告物の景観づくり
 1. 屋外広告物の景観づくり
- 3 公共施設の景観づくり
 1. 景観重要公共施設の指定
 2. 公共施設の景観誘導

1 建築物等の景観づくり

1. 建築物等の景観づくり

1) 届出対象行為

大規模な建築物等は、周辺のまち並みや自然環境等に影響を及ぼす可能性があることから、景観計画区域（市内全域）を対象に、一定規模以上の建築物や工作物を対象として景観法第16条に基づく届出制度による景観誘導を行います。

また、景観づくりを通じて特に魅力向上が求められる区域において、一定規模以上の物件の堆積や太陽光発電設備を届出対象行為に追加します。

届出対象となる行為の規模は下表のとおりです。

■景観計画区域（市内全域）における届出対象行為と規模

行為		対象（※1）
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※2）	高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの
工作物 （太陽光発電設備は除く）	新設、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※2）	高さが15mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの

■物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域（※3）に追加する届出対象行為と規模

行為	対象（※1）	
物件の堆積	堆積物の高さが1.5mを超え、かつ、行為の対象となる土地の面積が500㎡を超えるもの	
太陽光発電設備	新設、増築、改築又は移転	行為の対象となる土地の面積が1,000㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（※2）	行為の対象となる土地の面積が1,000㎡を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの

※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。この他、景観法や行田市景観づくり条例・規則により届出の対象から除外される行為があります。

※2 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。（同色による塗り替え等でも景観づくり基準への適合が必要です。）

※3 規制区域の範囲は、p.43～p.46を参照してください。

2) 規制区域

景観法に基づく届出の対象となる区域を次表及び規制区域図のとおり設定します。

市域全域を景観計画区域と定め、都市計画の用途地域にて 3 区域に区分し、それぞれの景観特性に応じた景観形成基準を定めます。

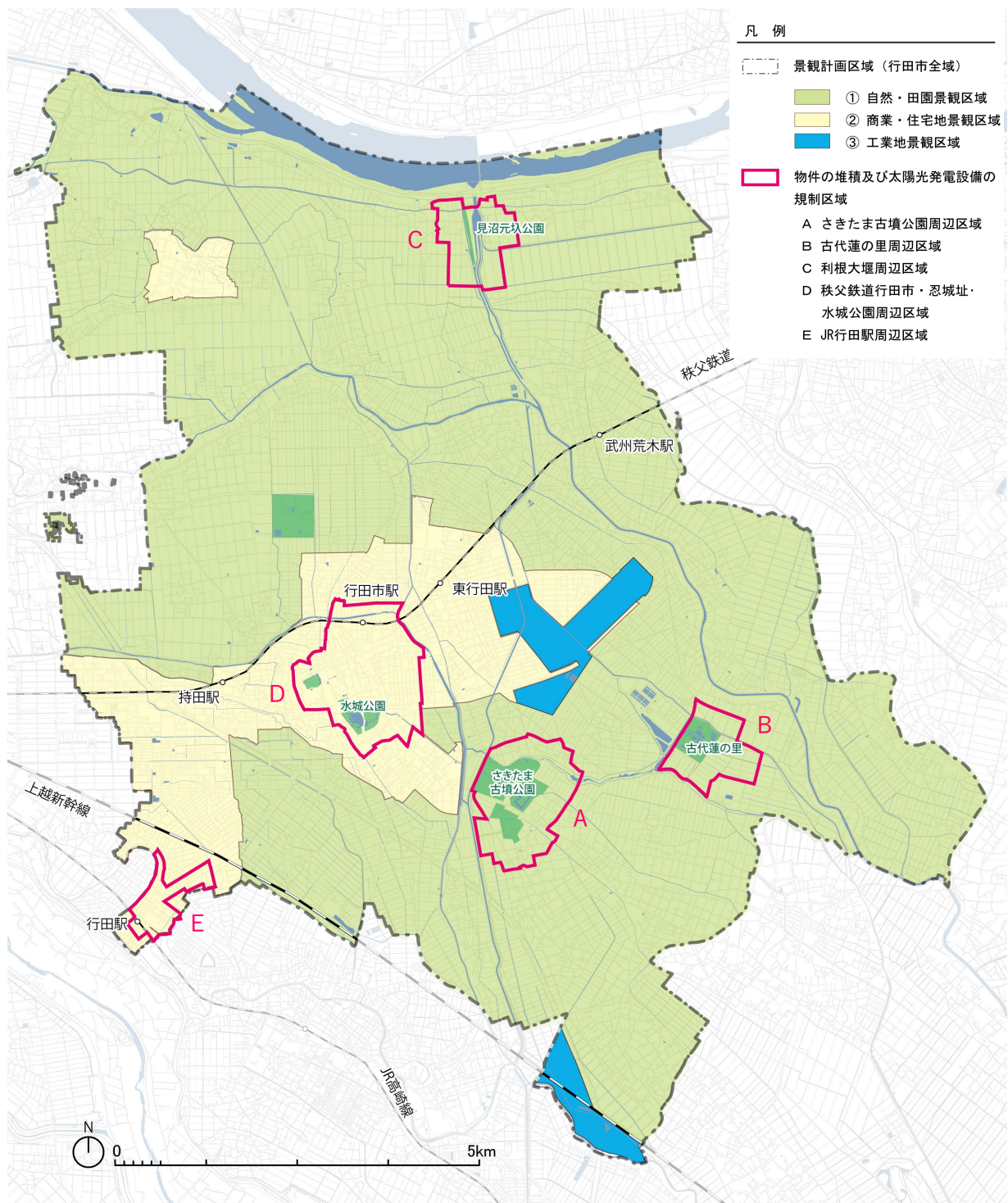
また、主要な景観資源の周辺を 5 区域に区分し、それら全ての区域で物件の堆積及び太陽光発電設備の規制を行います。

■景観計画区域、物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域と対象

区域名称		対象
景 観 計 画 区 域	市内全域	①自然・田園景観区域 市街化調整区域 (行田みなみ産業団地区地区計画 E 地区に該当する区域を除く)
		②商業・住宅地景観区域 次の用途地域に該当する区域 ・第一種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域
		③工業地景観区域 次の用途地域等に該当する区域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・行田みなみ産業団地区地区計画 E 地区に該当する区域
	物件の堆積 及び太陽光 発電設備の 規制区域 ※1	A さきたま古墳公園 周辺区域 ①自然・田園景観区域のうち、埼玉古墳群（国特別史跡）の指定区域から 200m を基本とし、公共用地を除いた区域
		B 古代蓮の里周辺 区域 ①自然・田園景観区域のうち、古代蓮の里、田んぼアート会場の区域から 200m を基本とし、公共用地を除いた区域
		C 利根大堰周辺区域 ①自然・田園景観区域のうち、利根導水路須加樋管、武蔵水路や見沼代用水への分流地点、見沼元圀公園等の区域から 200m を基本とした区域
		D 秩父鉄道行田市駅・ 忍城址・水城公園 周辺区域 ②商業・住宅地景観区域のうち、旧城下町の中心であった忍城址をはじめ、水城公園や足袋蔵等の歴史的資源の集積エリアを含む区域
		E J R 行田駅周辺区 域 ②商業・住宅地景観区域のうち、J R 行田駅とその周辺を含む区域

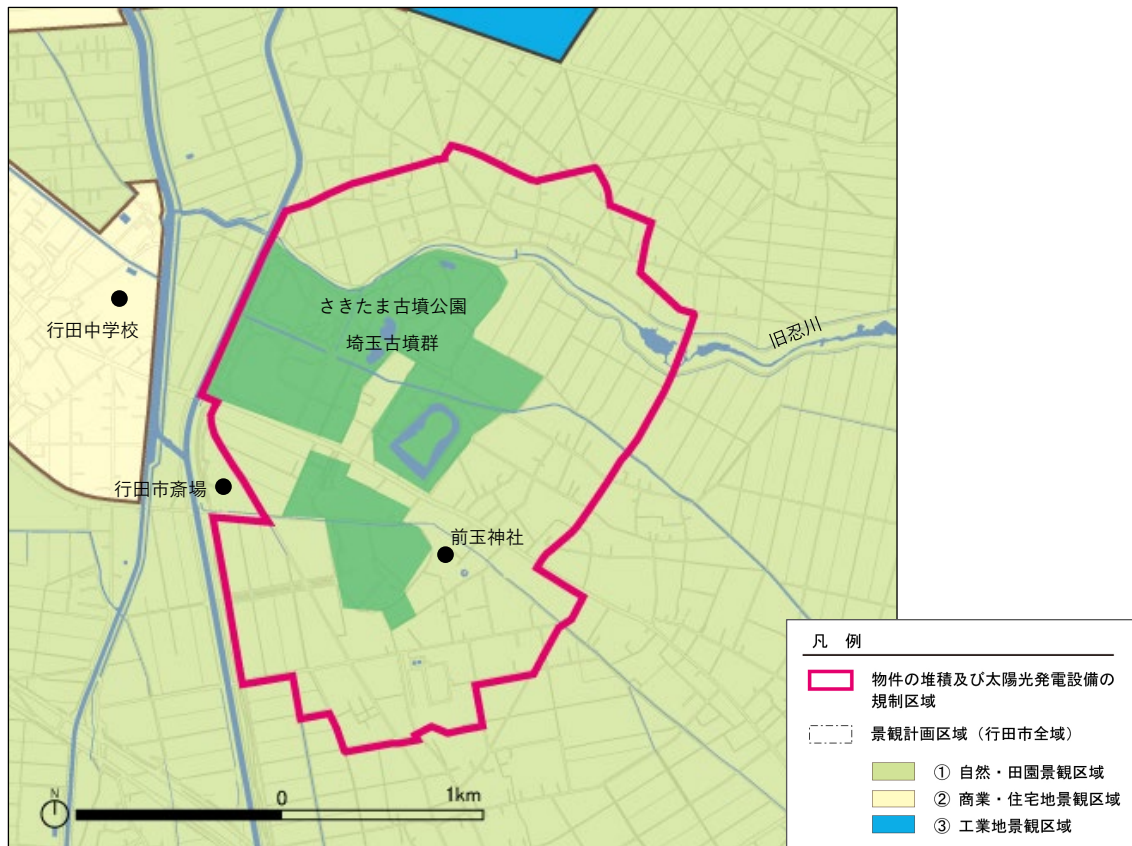
※1 規制区域の範囲は、p.43～p.46 を参照してください。

■ 景観計画区域、物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域

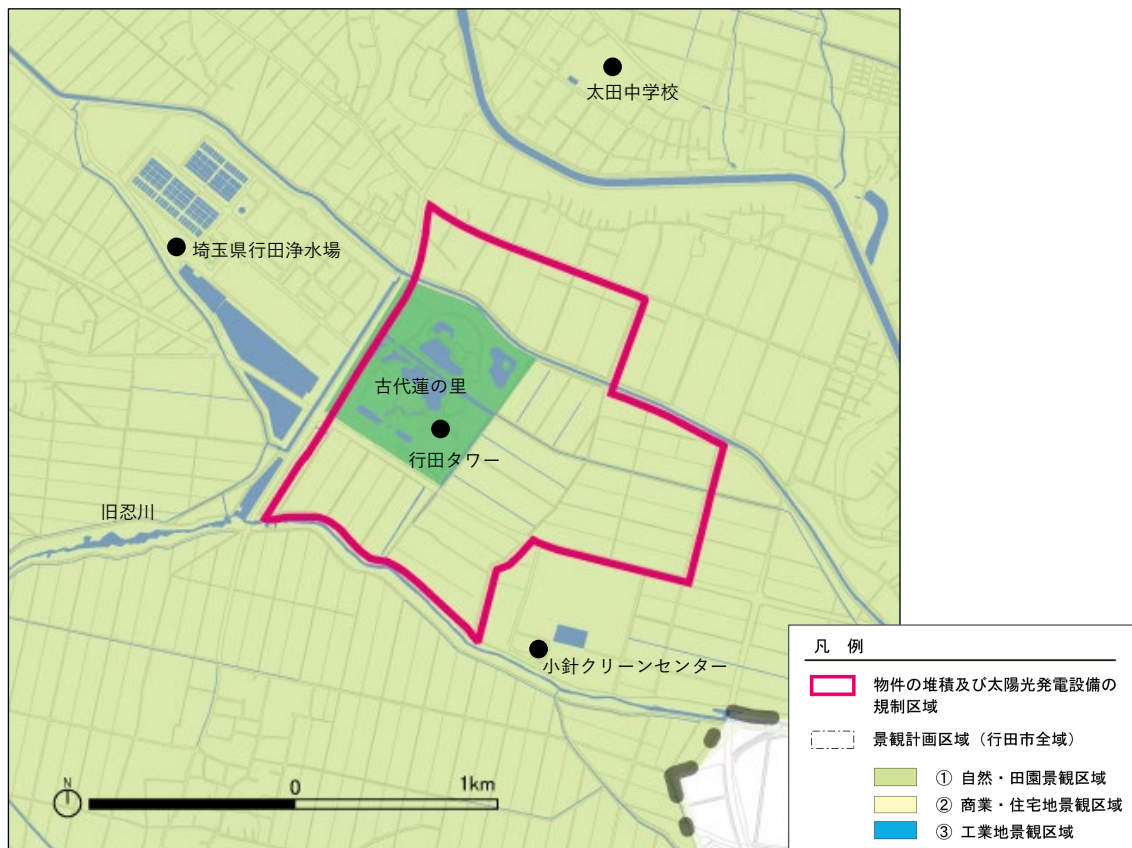


■物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域詳細

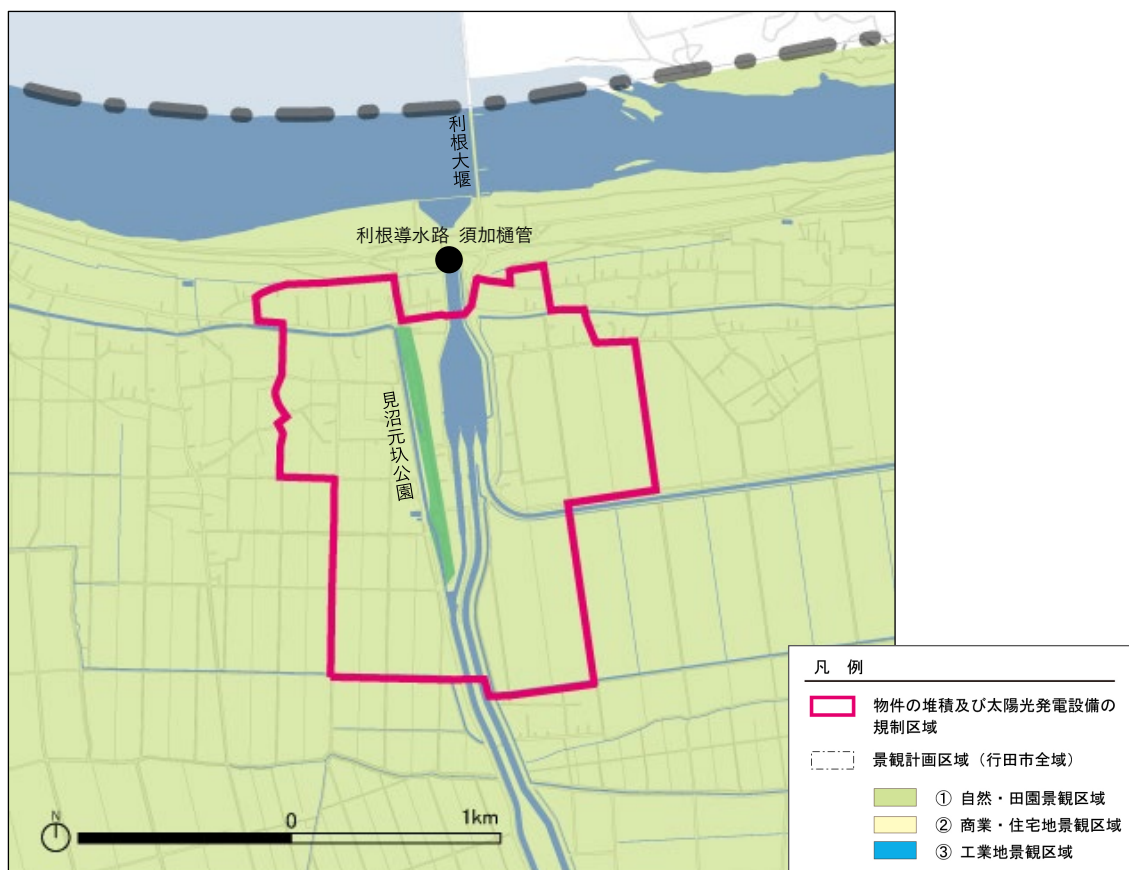
A さきたま古墳公園周辺区域



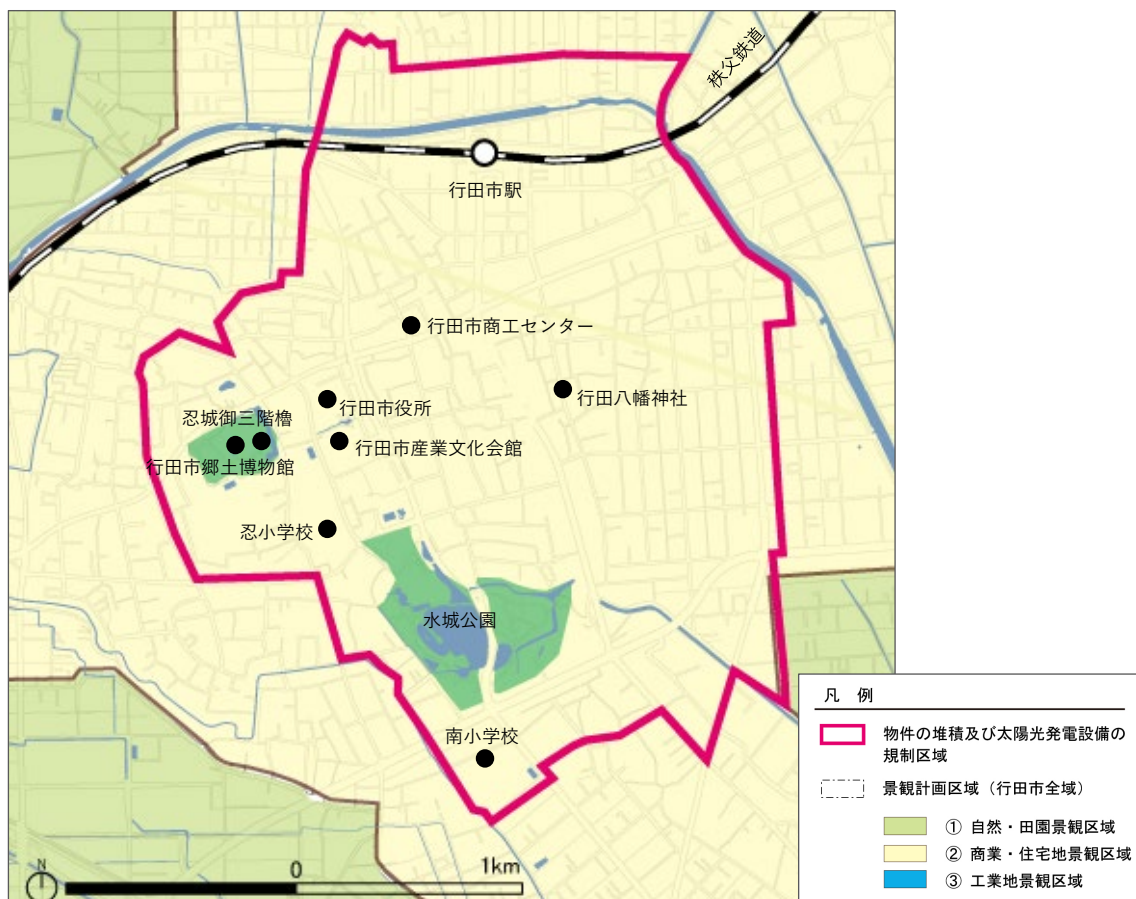
B 古代蓮の里周辺区域



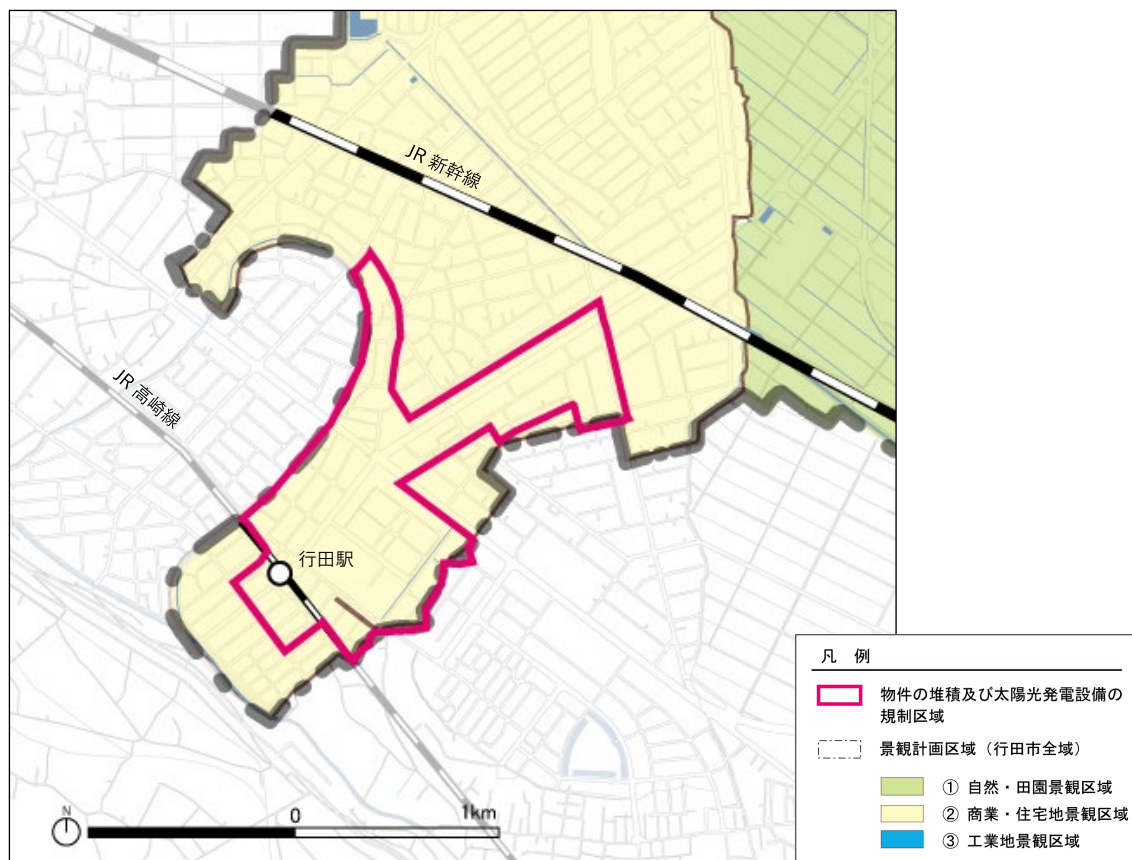
C 利根大堰周辺区域



D 秩父鉄道行田市駅・忍城址・水城公園周辺区域



E JR 行田駅周辺区域

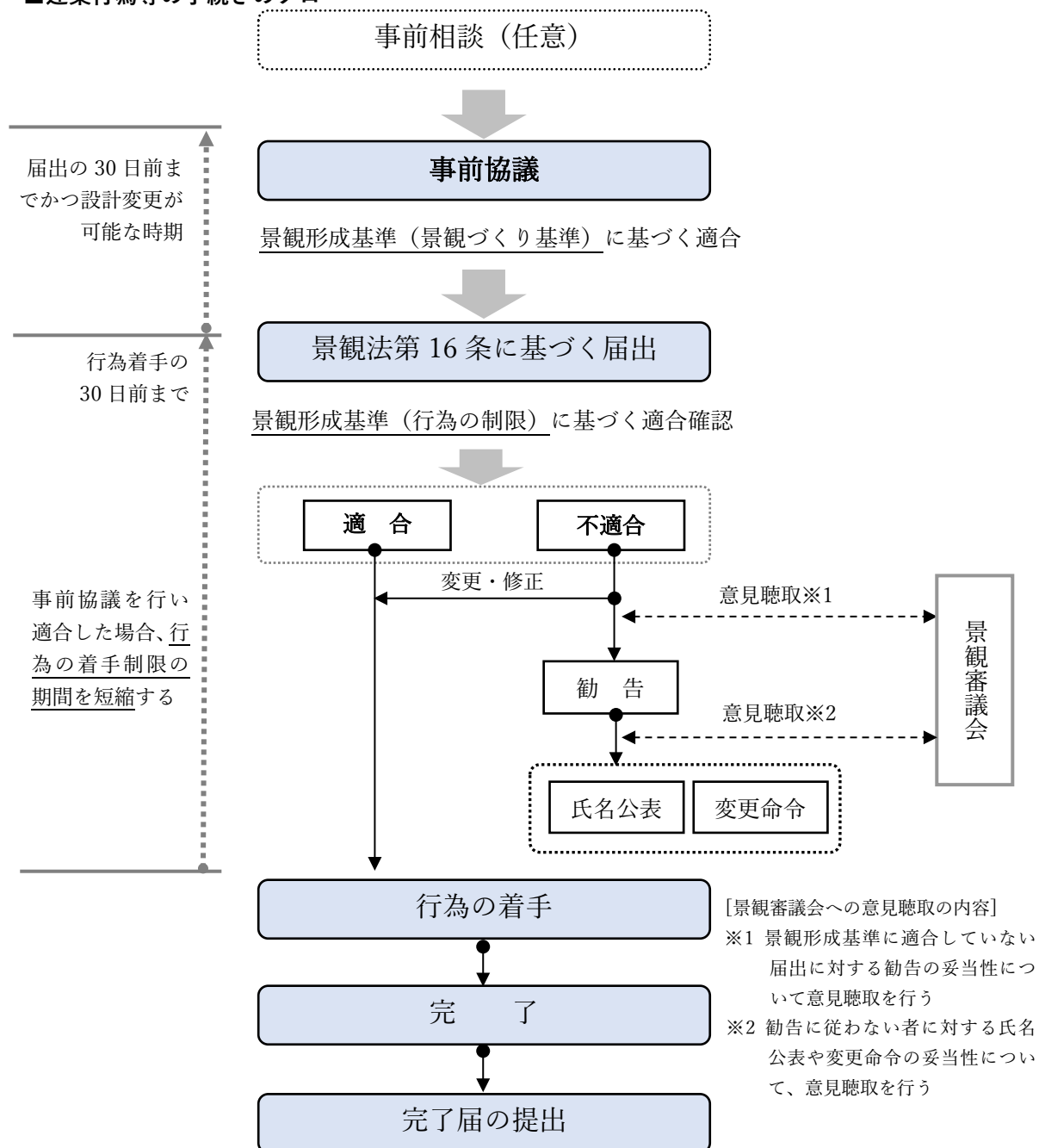


3) 手続きのフロー

届出が必要な行為は、景観法に基づく届出の30日前までに事前協議を行うとともに、行為着手の30日前までに市長へ届出が必要です。また、事前協議は、届出対象行為に該当する建築物等を対象とします。

景観形成基準に適合しない場合は、景観審議会の意見を聴いた上で、勧告や氏名公表、変更命令を行うことがあります。

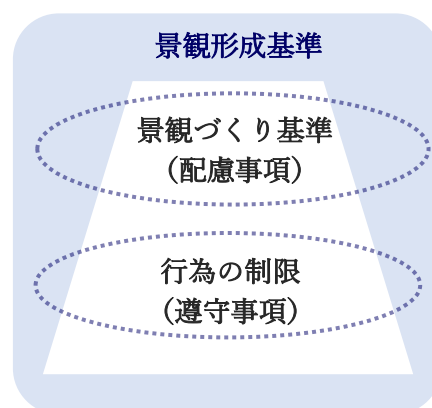
■建築行為等の手続きのフロー



4) 景観形成基準の構成と適合

(1) 景観形成基準の構成

景観形成基準は、景観づくり基準（配慮事項）と行為の制限（遵守事項）の2段階を設定します。届出対象行為は、景観づくり基準を尊重するとともに、これら行為の制限に適合させるものとします。



5) 景観計画区域（市内全域）における景観形成基準

景観計画区域（市内全域 p.43）において届出対象行為とする建築物・工作物（太陽光発電設備は除く）の景観形成基準を次のとおり定めます。

(1) 建築物・工作物（太陽光発電設備は除く）の景観形成基準

■景観づくり基準（配慮事項） ※区域の記載がない項目は全市共通の基準です。

区分	景観づくり基準（配慮事項）
配置・規模 （周辺景観 の中でのあ り方）	○河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。 ○建築物等の配置・規模は、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を与えないようにする。 工業地景観区域 ○道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地や緩衝帯（緑地）を確保する。
形態・意匠	○建築物等の外観を構成するものは、周辺のまち並みや建築物と調和したものとする。 ○建築物の外壁は、部材や色彩・素材等により分節化を図り、圧迫感を与えないようにする。 ○道路脇の擁壁や塀は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。 ・化粧型枠等、自然素材等を活用した仕上げとする。 ・植栽による修景、法面緑化等、緑を活用した仕上げとする。 ・勾配を付ける、階段状の形態等、圧迫感を和らげる形態とする。 ○屋外階段、ごみ置き場、屋上設備、バリコニー等に設置する設備機器等は、次のいずれかの事項に従い、建築物本体と調和した外形及び色彩とする。 ・建築物と一体的な形態・意匠の壁面やルーバー等で囲う等、目立たないように工夫する。 ・外部から直接見えにくい位置に配置する。 ・緑化等により修景する。

区分	景観づくり基準（配慮事項）
形態・意匠	自然・田園景観区域 ○建築物等は、田園の広がりや河川等の自然及び古墳等の史跡と調和した形態・意匠とする。 商業・住宅地景観区域 ○商店街の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、花や緑、花手水等の設置に配慮する。 ○住宅地の建築物等は、隣接する敷地や道路等との調和を図り、落ち着いた形態・意匠とする。 ○駅周辺の建築物等は、低層部を開放感のある外観とし、駅前のにぎわいを演出する形態・意匠とする。 工業地景観区域 ○敷地内の建築物等は、一体の建築群となるよう、相互に形態や意匠の調和を図る。
色彩・素材	○建築物及び工作物の基調となる色彩は、区域別に定める別表：色彩の誘導基準（p.53）に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の5分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。 ○建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩とする。 ○多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。 ○アクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。 ○大規模な建築物は、圧迫感を与える暗い色彩や鮮やかな色彩を避ける。 ○照明は、周辺の景観と調和した明るさや光色等とし、点滅を避ける。 ○金属板やガラス等は、光を強く反射する材料の使用を避ける。
外構・緑化	○道路等の公共空間に面する部分は、圧迫感を与えず、周辺景観と調和するよう、県産植木等の樹種を使用し緑化に努める。 ○外周のフェンスは、建築物の形態・意匠や周辺景観と調和した落ち着いた色彩とする。
太陽光発電設備（建築物に付属する場合）	○建築物に付属する太陽光発電設備は、次のいずれかの事項に従い、周辺の景観と調和を図る。 ○太陽光発電設備の高さは、建築物の最上部（勾配屋根の頂部）を超えないようにする。 ○太陽光発電設備をルーバー等により修景する。 ○太陽電池モジュール（パネル）は、黒、濃紺、またはダークグレーなどの色彩を使用し、防眩仕様とする。
景観資源への配慮	○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態意匠とする。 ○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は保全、活用する。

■行為の制限（遵守事項）

区分	行為の制限（遵守事項）
色彩・素材	○建築物及び工作物の基調となる色彩は、区域に別に定める別表：色彩の制限基準（p.54）に示す基準に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の3分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。 ○点滅する光源が形成する面積の合計が、外観の各立面積の3分の1以内とする。

6) 物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域における景観形成基準

物件の堆積及び太陽光発電設備の規制区域（p.44～p.46）において届出対象行為とする物件の堆積及び太陽光発電設備の景観形成基準を次のとおり定めます。

(1) 物件の堆積の景観形成基準

■景観づくり基準（配慮事項）

区分	景観づくり基準（配慮事項）		
配置・規模 （周辺景観の中でのあり方）	○河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。		
堆積の方法 遮蔽	○資材等の堆積は、周辺の景観と調和するよう、可能な限り低く抑えらるとともに整然と堆積し、植栽や塀等で遮蔽・修景する。 ○外部から堆積物が見えにくいよう、敷地の外周には空地を確保し、敷地の中央部に堆積物を配置する。 ○遮蔽物は、高さを抑え、周辺の景観と調和した素材の活用や別表：色彩の誘導基準（※）に従う。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域…………… </td> <td style="width: 50%; vertical-align: middle; text-align: center;"> 自然・田園景観区域 (p.53) に準ずる 商業・住宅地景観区域 (p.53) に準ずる </td> </tr> </table> ○主要な公共施設や景観資源等と隣接、又は河川・水路、道路その他の公共の場所から見た際に背景や前景に位置する場所に堆積しないよう配慮する。	※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域……………	自然・田園景観区域 (p.53) に準ずる 商業・住宅地景観区域 (p.53) に準ずる
※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域……………	自然・田園景観区域 (p.53) に準ずる 商業・住宅地景観区域 (p.53) に準ずる		
景観資源への配慮	○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態意匠とする。 ○歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に堆積しない。		

■行為の制限（遵守事項）

区分	行為の制限（遵守事項）		
堆積の方法 遮蔽	○周囲から堆積物が見えないよう、植栽や塀等で遮蔽・修景する。 ○資材等の堆積及び遮蔽物の高さは、3mを超えない。ただし樹木の場合を除く。 ○遮蔽物の基調となる色彩は、建築物及び工作物に示す別表：色彩の制限基準（※）に従う。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域…………… </td> <td style="width: 50%; vertical-align: middle; text-align: center;"> 用途地域が定められていない区域 (p.54) に準ずる 用途地域が定められている区域 (p.54) に準ずる </td> </tr> </table>	※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域……………	用途地域が定められていない区域 (p.54) に準ずる 用途地域が定められている区域 (p.54) に準ずる
※A さきたま古墳公園周辺区域…………… B 古代蓮の里周辺区域…………… C 利根大堰周辺区域…………… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址…………… 水城公園周辺区域 E JR 行田駅周辺区域……………	用途地域が定められていない区域 (p.54) に準ずる 用途地域が定められている区域 (p.54) に準ずる		

(2) 太陽光発電設備の景観形成基準

■景観づくり基準（配慮事項）

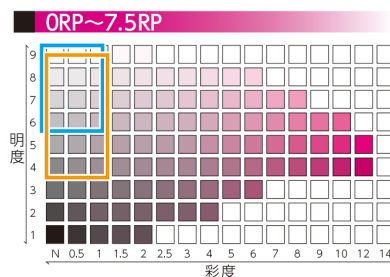
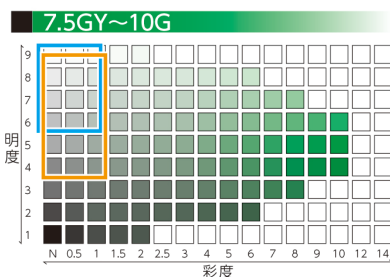
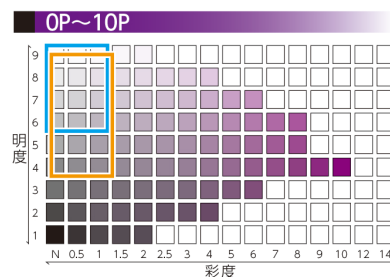
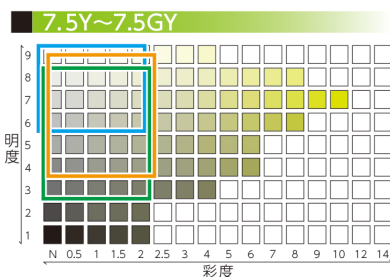
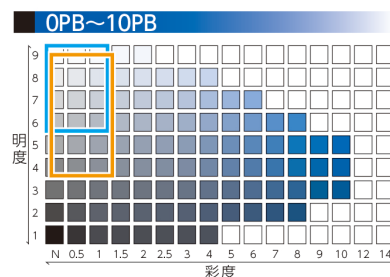
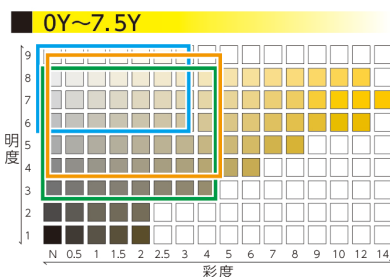
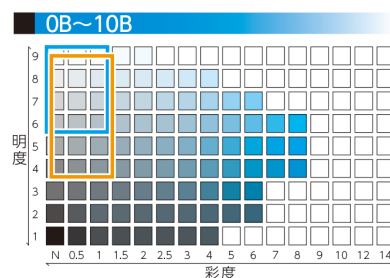
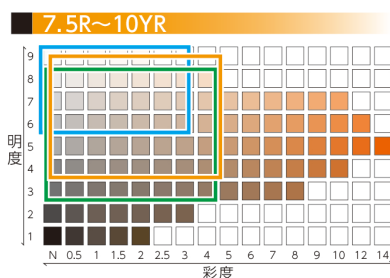
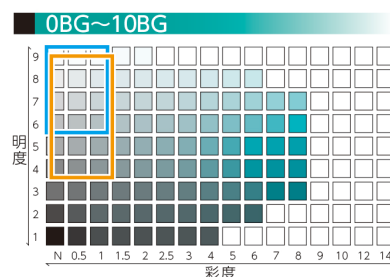
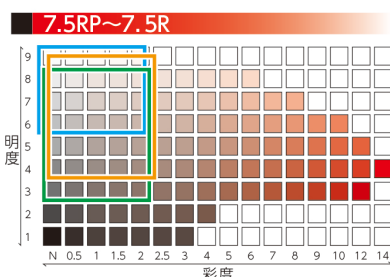
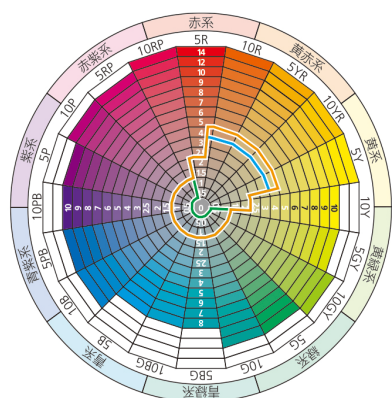
区分	景観づくり基準（配慮事項）
配置・規模 （周辺景観の中でのあり方）	○河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。
設置の方法 遮蔽	○太陽光発電設備は、敷地境界からできる限り後退させる。 ○太陽光発電設備の高さをできる限り低くする。 ○太陽光発電設備を植栽やルーバーにより修景する。 ○太陽光発電設備や付帯設備等は周辺景観と調和した落ち着いた色彩とする。 ○太陽電池モジュール（パネル）は、黒、濃紺、またはダークグレーなどの色彩を使用し、防眩仕様とする。 ○太陽電池モジュール（パネル）は、周辺への反射の少ない角度とする。 ○主要な公共施設や景観資源等と一体的に見える位置に設置する場合は、周辺からの見え方に特に配慮する。
景観資源への配慮	○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態意匠とする。 ○歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に設置しない。

■行為の制限（遵守事項）

区分	行為の制限（遵守事項）
色彩・素材	○送電設備等の付属物及び敷地境界周辺の遮蔽物等の基調となる色彩は、建築物及び工作物に示す別表：色彩の制限基準（※）に適合させる。 ※A さきたま古墳公園周辺区域……… B 古代蓮の里周辺区域……… C 利根大堰周辺区域……… D 秩父鉄道行田市駅・忍城址・……… E JR 行田駅周辺区域……… } 用途地域が定められていない区域（p.54）に準ずる } 用途地域が定められている区域（p.54）に準ずる ○太陽電池モジュール（パネル）は、原則として、黒、濃紺、またはダークグレーなどの色彩を使用し、防眩仕様とする。

■別表 色彩の誘導基準（配慮事項）

対象	区域	誘導イメージ	色相	明度	彩度
大規模建築物等の外壁の色彩	①自然・田園景観区域	自然や田園になじむ暖かく落ち着いた色彩	7.5R～7.5Y	3～8	4 以下
			7.5RP～7.5R(7.5R は含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5GY は含まない)	3～8	2 以下
	②商業・住宅地景観区域	住宅地、商業地としてのメリハリの中にも品格が感じられる色彩	7.5R～7.5Y	4～8.5	4 以下
			7.5RP～7.5R(7.5R は含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5GY は含まない)	4～8.5	2 以下
			7.5GY～7.5RP	4～8.5	1 以下
	③工業地景観区域	先進性が感じられる明るく圧迫感の少ない色彩	7.5R～7.5Y	6～9	3 以下
			7.5RP～7.5R(7.5R は含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5GY は含まない)	6～9	2 以下
			7.5GY～7.5RP	6～9	1 以下



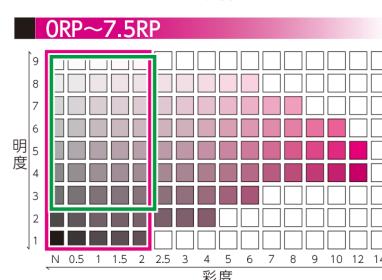
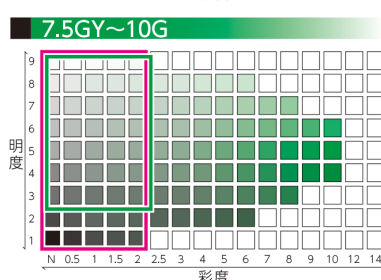
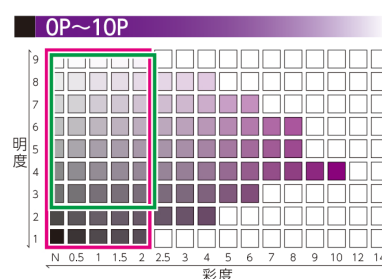
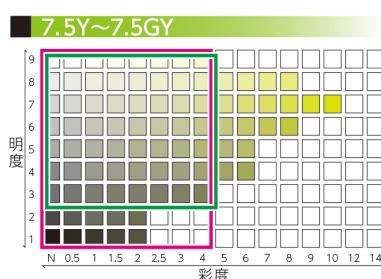
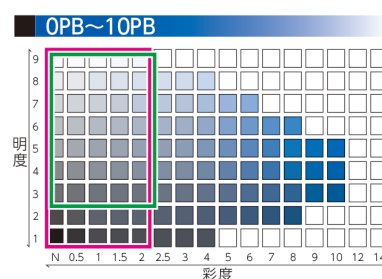
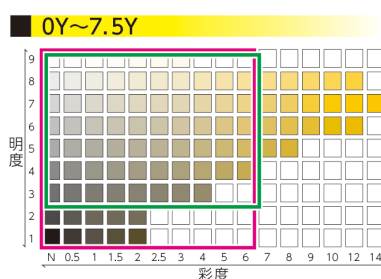
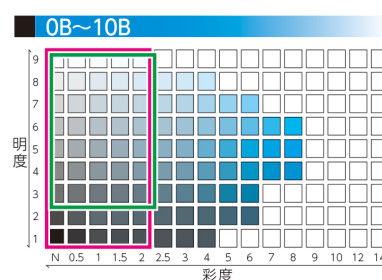
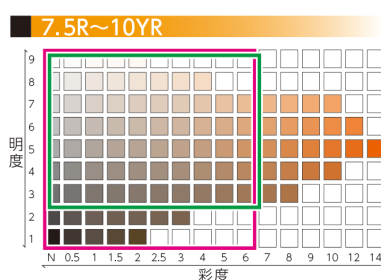
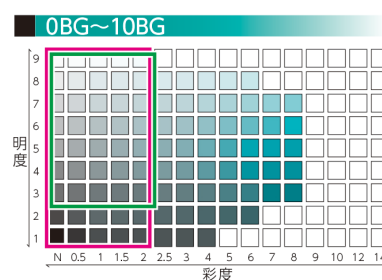
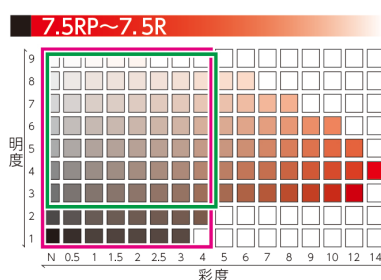
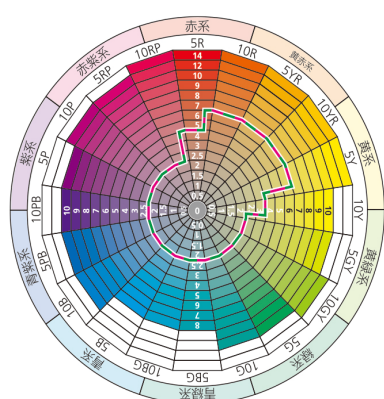
凡例	
	①自然・田園景観区域
	②商業・住宅地景観区域
	③工業地景観区域

■別表 色彩の制限基準（遵守事項）

対象	区域	色相	明度	彩度
建築物及び工作物の基調となる色彩	用途地域が定められていない区域 ※1	7.5R～7.5Y	—	6 以下
		7.5RP～7.5R(7.5R は含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5GY は含まない)	—	4 以下
		7.5GY～7.5RP	—	2 以下
	用途地域が定められている区域 ※2	7.5R～7.5Y	2 を超える	6 以下
		7.5RP～7.5R(7.5R は含まない) 7.5Y～7.5GY(7.5GY は含まない)	2 を超える	4 以下
		7.5GY～7.5RP	2 を超える	2 以下

※1 ①自然・田園景観区域に該当する区域で使用可能な範囲

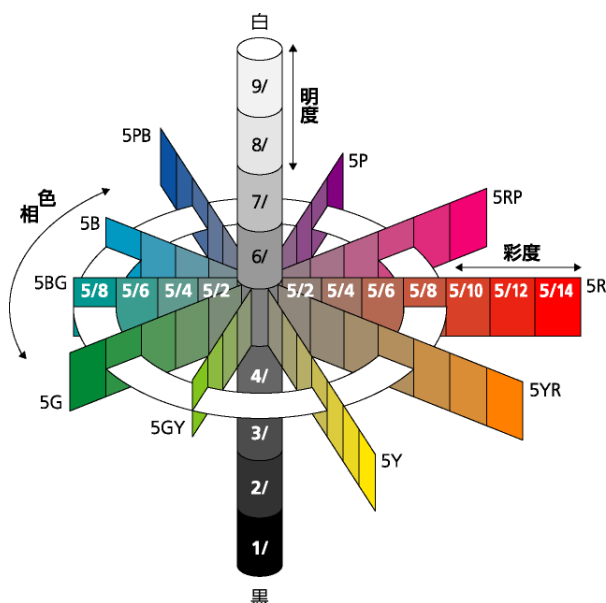
※2 ②商業・住宅地景観区域、③工業地景観区域に該当する区域で使用可能な範囲



凡例	
	用途地域が定められていない区域
	用途地域が定められている区域

参考 色彩基準（マンセル値）の読み方

本計画では、色彩基準をマンセル値（日本産業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。）で示しています。マンセル値は、JIS にも採用され多くの国々で用いられている、色彩のもののさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色等といった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。



■色を表す3つの属性

- 色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット(R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Y等のように表記します。
- 明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。
- 彩度は、あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレー等の無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度です。

■マンセル値の読み方



【マンセル値】

色彩の3属性を組み合わせで表記する記号で、以下のように読みます。

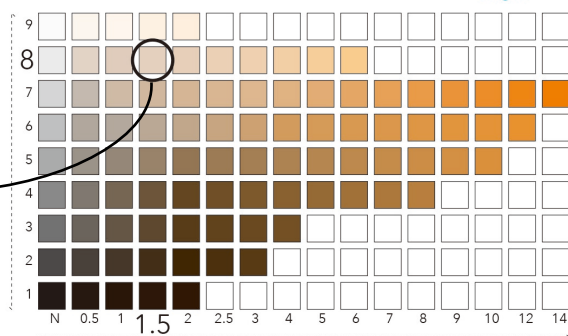
ごワイアール はち の いってんど

5 YR 8.0/1.5

色相

明度

彩度



2 屋外広告物の景観づくり

1. 屋外広告物の景観づくり

屋外広告物は、良好な景観形成を推進する上で重要な要素であることから、建築物や工作物の形態意匠等にあわせ、適切な誘導を図ることが求められます。

そのため、景観形成上特に重要な地区（景観づくり推進地区・景観づくり重点地区）については、埼玉県屋外広告物条例の許可基準に加え、景観法に基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を配慮事項として定め、事前協議により誘導を図ります。

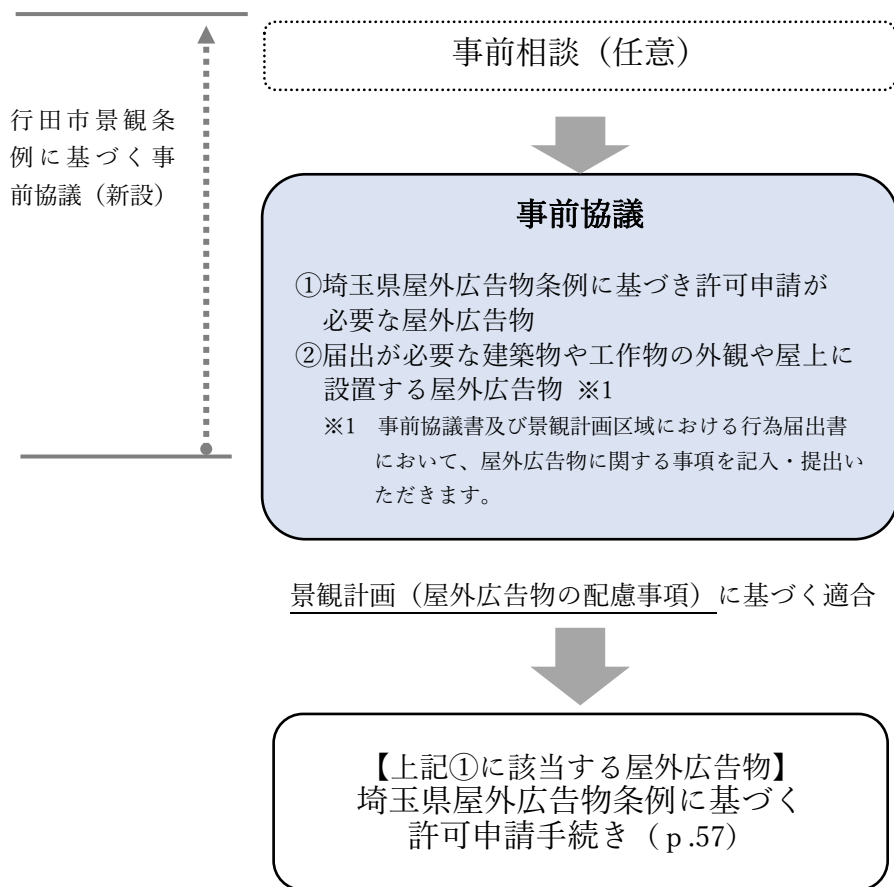
1) 手続きのフロー

景観づくり推進地区・景観づくり重点地区に設置する屋外広告物のうち、次のいずれかに該当する屋外広告物は、埼玉県屋外広告物条例に基づく許可申請手続きに先立ち、屋外広告物の配慮事項（p.58）に基づく事前協議を実施します。

【事前協議の対象となる屋外広告物】

- ①埼玉県屋外広告物条例に基づき許可申請が必要な屋外広告物
- ②届出が必要な建築物や工作物の外観や屋上に設置する屋外広告物

■屋外広告物の手続きのフロー

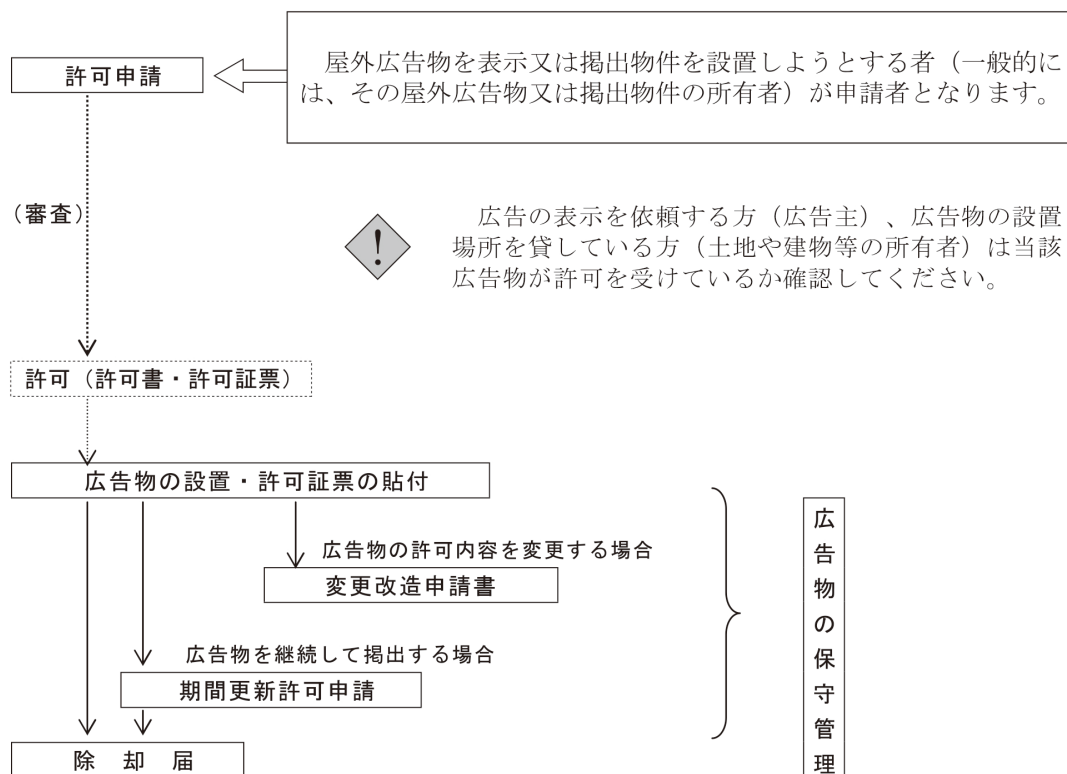


参考

●埼玉県屋外広告物条例に基づく許可申請手続きの流れ

出典：埼玉県屋外広告物条例のしおり（令和7年（2025年）4月版）

屋外広告物の許可の手続は、次のとおりです。



2) 屋外広告物の配慮事項

次のとおり、屋外広告物の配慮事項を定めます。

■屋外広告物の配慮事項

区分	配慮事項
眺望景観への配慮	○河川・水路、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮する。
景観資源への配慮	○有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した、配置や規模、形態意匠とする。
配置・規模	○広告物で壁面を覆い尽くすこと、高い位置にデジタルサイネージを掲出することを避ける。 ○眺望に影響する場所では屋上広告物の掲出を控える。 ○広告物の数はできるだけ減らし、同じ表現を繰り返さないよう表示する。
形態・意匠	○見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。
色彩・素材	○色は3色以下とする等、使用する色の数はできるだけ減らす。 ○建築物等と広告物の色彩やデザインの調和を図る。 ○素材の持つ質感や演出装置としての照明等を工夫する。

参考

●埼玉県屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物のあり方）

第3条 広告物又は掲出物件は、良好な景観の形成を妨げ、若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであつて、それぞれの地域環境との調和を図るように配慮されたものでなければならない。

（禁止広告物）

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

●埼玉県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（許可地域等の許可基準）

第2条の2 条例第6条第2項本文に規定する許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 同系統の中間色を使用するにより色調を整えてあること。
- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- (3) 裏面及び側面が美観を損なわないものであること。

3 公共施設の景観づくり

1. 景観重要公共施設の指定

道路、河川、公園等の公共施設（景観法第8条第2項第4号に定める特定公共施設）が良好な景観形成に資する場合は、下記の指定方針に基づき、当該施設管理者と協議の上、景観重要公共施設に指定します。

景観重要公共施設の指定方針
・ 景観上優れた外観を有し、良好な景観形成に資するもの ・ 地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの ・ 地域のシンボリックな施設として市民に広く親しまれているもの ・ 適切な維持管理が行われているもの ・ 景観づくり推進地区、景観づくり重点地区及びその周辺の景観形成において特に重要なもの

2. 公共施設の景観誘導

公共施設（道路、河川、公園及び公共建築物等）は、良好な景観形成のための先導的な役割担うことから、行田市景観条例26条に基づき、景観形成の基本的な指針や運用についての事項を定めたガイドラインを策定し、公共施設の整備における景観の誘導を図ります。